

事 務 連 絡

平成 24 年 11 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

大韓民国における犬猫の輸入検疫制度の改正について

このことについて、平成 24 年 11 月 13 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室課長補佐（検疫業務班担当）から別添のとおり通知がありました。貴会関係者へ周知方よろしく申し上げます。

このたびの通知は、平成 24 年 5 月 25 日付け 24 日獣発事務連絡（大韓民国へ搬出される犬猫の輸入検疫について）にて通知したことについて、平成 24 年 12 月 1 日より標題の制度が別紙のとおり改正される旨、韓国農林水産検疫検査本部から農林水産省に対して連絡及び報道発表資料の提供があったことから、関係者への周知協力が依頼されたものです。

なお、主要な改正点として、個体識別のためのマイクロチップの装着が義務化されたことを申し添えます。

不明な点につきましては、在日韓国大使館へ問い合わせるか、韓国検疫検査本部ホームページ（<http://www.qia.go.kr>→動物・畜産物→国家別犬・猫検疫手続き→新しい犬・猫輸入検疫）等も参考にしてください。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成24年11月13日

公益社団法人日本獣医師会 御中

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室
課長補佐（検疫業務班担当）

大韓民国における犬猫の輸入検疫制度の改正について

今般、韓国農林水産検疫検査本部から在韓国日本国大使館を通じて、別紙のとおり
標題の制度改正が本年12月1日に施行される旨の連絡及び報道発表資料の提供があり
ました。

つきましては、関係者への周知に御協力くださいますようお願いいたします。



(別紙)

2012年11月5日
韓国農林水産食品部報道資料

12月1日から犬猫の国内搬入の検疫条件を大幅強化 -マイクロチップ移植および狂犬病予防接種等の条件遵守を-

【主要内容】

◇国内搬入ペット動物(犬・猫)検疫条件強化の内容

- 狂犬病予防接種後‘狂犬病抗体価’検査の実施
- ‘マイクロチップ’移植および‘個体識別番号’の保有
- 輸出国政府機関が発行した‘検疫証明書’の提出
 - 狂犬病抗体検査結果および個体識別番号等の記載
 - ※(現行)動物病院で発給した‘狂犬病予防接種証明書’提出

1. 農林水産検疫検査本部(本部長パク・ヨンホ)は国内に搬入されるペット動物(犬、猫)の増加により憂慮される家畜病の国内流入を防止するため、今年12月1日から輸入検疫条件を大幅強化することを明らかにした。

・ 輸入検疫条件の強化により、国内に搬入される犬、猫は個体別認識および識別が可能になり、人にも感染することがある狂犬病等の事前予防措置が可能となること

2. 今年12月1日から施行される犬・猫輸入検疫条件主要強化の内容は、

- ① これまでは国内到着時、個人の動物病院で発給した狂犬病予防接種証明書を提出すれば良かったが、12月1日からは必ず輸出国政府が発給した‘検疫証明書’を提出すること
- ② すべての年齢の犬・猫は個体識別手段である‘マイクロチップ’を移植しなければならず、移植番号は検疫証明書に記載されること
- ③ 生後90日以上、かつ船積30日前から24ヶ月前までの間に狂犬病抗体価検査を実施し、その結果を検疫証明書に記載すること
- ④ 狂犬病抗体価検査は国際公認検査機関または輸出国の政府機関で実施しなければならず、抗体価は最小0.5IU/ml以上であること。(ただし、狂犬病非発生地域と90日齢未満は除外)

3. 農林水産検疫検査本部は、新しい制度施行で今年12月1日からは輸出国検疫証明書を添付しないペット動物(犬、猫)は輸出国に返送し、輸入検疫条件を遵守できない場合には国家検疫施設で一定期間係留検疫を実施する等輸入検疫が強化されることを明らかにし

(別紙)

・ 外国からペット動物(犬,猫)を国内に搬入する場合には、新しい輸入検疫制度を事前に熟知するよう依頼した。

4. 同時に、請願人らの不便を最小化するため、動物病院・航空会社・船会社および在外公館等を通じ、新しい輸入検疫内容に対する案内と広報を実施している。

・ 検疫検査本部ホームページ(<http://www.qia.go.kr>⇒ 動物・畜産物⇒ 国家別犬・猫検疫手続き⇒ 新しい犬・猫輸入検疫)にも詳細内容を記載。

<参考 1>制度変更前後の主要内容比較

区 分	制度変更前 (12. 1. 以前)	制度変更後 (12. 1. 以後)
提出書類 (国内到着)	狂犬病予防接種証明書 (動物病院発給)	検疫証明書 (輸出国政府発給)
狂犬病抗体価検査	なし	-狂犬病抗体価検査 -検査結果 0.5IU/ml 以上
個体識別手段	なし	-マイクロチップ移植 -個体識別番号検疫証明書 に記載

<参考 2>最近 3 年間犬・猫輸入実績

(単位:頭)

区 分	2009 年	2010 年	2011 年
犬	8,465	11,222	15,392
猫	2,129	2,431	2,114
計	10,594	13,653	17,506

(別紙)

(添付)

犬・猫輸入動物検疫方法
(家畜伝染病予防法施行規則第 20 条関連)

1. 犬・猫検疫期間

1) 生後 90 日以上の場合

○マイクロチップを移植して、個体確認されて狂犬病中和抗体価が 0.5IU/ml 以上の場合: 当日

○マイクロチップ移植をしなかった場合: マイクロチップ移植完了日まで

○狂犬病中和抗体検査をしなかった場合: 狂犬病予防接種後中和抗体価 0.5IU/ml 以上確認日まで

○中和抗体価が 0.5IU/ml 以下の場合: 中和抗体が 0.5IU/ml 以上確認日まで

○マイクロチップ移植と狂犬病中和抗体検査をしなかった場合: マイクロチップ移植と狂犬病予防接種後中和抗体価が 0.5IU/ml 以上確認日まで

2) 生後 90 日未満または狂犬病非発生地域産はマイクロチップを移植し、個体確認される場合: 当日。ただし、マイクロチップ移植をしなかった場合にはマイクロチップ移植完了日までにする。

2. 整備書類および携帯頭数

○検疫証明書

○事前申告なしで輸入が可能な頭数: 4 頭以下

3. 個体確認および狂犬病中和抗体検査

○犬・猫は永久的な識別手段のマイクロチップを移植しなければならず、移植番号は検疫証明書に記載しなければならない。

○犬・猫は船積 30 日前～24ヶ月前の間に狂犬病国際公認検査機関または輸出国の政府機関から狂犬病中和抗体薬価試験を受けなければならず、中和抗体価は最小 0.5IU/ml 以上であることを検疫証明書に記載しなければならない。ただし、狂犬病非発生地域と 90 日齢未満は除く。(日本は非発生国に該当: 12 年 9 月基準)

4. 狂犬病非発生地域は世界動物保健機構(OIE)の病気発生報告等に従う。